九五一・四MHz以上九五四・四MHz以下の周波数であって、九五一・四MHz及び九五一・四MHzに二〇〇kHzの整数倍を加えたもの		〇・〇〇一ワット以下

第十項第二号の表中「九五三・五MHz」を「九五四・八MHz」に改める。

○総務省告示第二百五号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十三条第一項の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百五号（簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博

第六項を第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

六　九五二MHzを超え九五六・四MHz以下の周波数の電波を使用する簡易無線局

周波数	空中線電力	電波の型式
九五四・二MHz	〇・二五ワット以下	N〇N、A一D、AXN、H一D、R一D、J一D、F一D、F二D又はG一D

○総務省告示第二百六号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十四条の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百七十八号（構内無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博

第二項の表中「九五三MHz」を「九五四・二MHz」に改める。

○総務省告示第二百七号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の九第一号ニの規定に基づき、平成二十年総務省告示第四百七号（構内無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博

第二項及び第三項中「九五四MHz」を「九五六・四MHz」に、「及び九五三・六MHz」を「、九五三・六MHz、九五四・八MHz又は九五六MHz」に改める。

○総務省告示第二百八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十九号（特定小電力無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博

第二項の表注6を次のように改める。

6　九五二MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。ただし、第三項第五号(4)の技術基準が適用される装置の送信時間及び送信休止時間については、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(1)　送信時間は、〇・一秒とする。

(2)　送信休止時間は、〇・一秒とする。ただし、最初に電波を発射してから〇・一秒以内に再送信（当該時間内に停止する再送信に限る。）を行う場合に限り、当該送信休止時間を設けずに送信を行うことができることとする。

第二項の表注9中「九五〇MHz帯」を「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」に改める。

第三項第二号(4)中「、等価等方輻射電力が絶対利得三デシベルの空中線に一ミリワットの空中線電力を加えたときの値以下となる場合であり、かつ」を削る。

第三項第五号中「九五五MHz」を「九五七・六MHz」に改め、同号に次のように加える。

(4)　(3)の条件にかかわらず、九五四MHzを超え九五七・六MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、一時間当たりの送信時間の総和が三六〇秒以下である場合は、使用する無線チャネルが空き状態であるとの判定に要する時間は一二八マイクロ秒以上とする。

第五項第一号(2)中「九五〇MHz帯」を「九五〇・八MHzを超え九五七・六MHz以下」に改める。

○総務省告示第二百九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成元年郵政省告示第五十号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博

表中「950MHzを超え956MHz」を「950.8MHzを超え957.6MHz」に改める。

○総務省告示第二百十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第二号第28の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百五十九号（別に定める特定小電力無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博

表十一の項を次のように改める。

十一　950.8MHzを超え957.6MHz以下の周波数の電波を使用するテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用の無線設備	
1　告示第42号第1項第3号(一)のもの	200kHz
2　告示第42号第1項第3号(二)のもの	400kHz
3　告示第42号第1項第3号(三)のもの	600kHz
4　告示第42号第1項第3号(四)のもの	800kHz
5　告示第42号第1項第3号(五)のもの	1,000kHz

表十二の項周波数帯の欄中「955MHz」を「957.6MHz」に改め、同項占有周波数帯幅の許容値の欄中「又は3」を「、3、4又は5」に改める。

表十六の項占有周波数帯幅の許容値の欄中「76MHz」を「200MHz」に改める。

○総務省告示第二百十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第五十四条第五号ニの規定に基づき、九五〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日　総務大臣　原口　一博